

引き続き必要な人は、7月1日以降に申請を 限度額適用認定証

問 国民健康保険課(0798・35・3120)

国民健康保険の「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額 減額認定証」の有効期限は7月31日です。

これらの認定証が引き続き必要な人は、7月1日以降に申請をし てください。なお、保険料の滞納があると交付できない場合があり ます。

限度額適用認定証とは?

高額な療養を受ける場合、「限度額適用認定証」と国民健康保険被保 険者証 (70歳以上の人は高齢受給者証も) を医療機関等に提示すると、 窓口での支払いが自己負担限度額までになります。

また、住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」 を提示することで、入院時の食事代も減額することができます。

▶年齢・所得に応じて、認定証の種類や自己負担限度額が異なります

70歳未満の人

) Chix/1/100 0//							
	所得区分(※1)	認定証の種類	1カ月当たりの自己負担限度額					
ア	901万円超	限度額適用認定証	25万2600円 ・総医療費が84万2000円を超過した 場合は、その超過分の1%を加算 ・多数回該当(※2)は14万100円					
1	600万円超 901万円以下		16万7400円 ・総医療費が55万8000円を超過した 場合は、その超過分の1%を加算 ・多数回該当(※2)は9万3000円					
ウ	210万円超 600万円以下		8万100円 ・総医療費が26万7000円を超過した 場合は、その超過分の1%を加算 ・多数回該当(※2)は4万4400円					
エ	210万円以下 (住民税非課税) 世帯を除く)		5万7600円 • 多数回該当(※2)は4万4400円					
オ	住民税 非課税世帯	限度額適用・標準 負担額減額認定証	3万5400円 ・多数回該当(※2)は2万4600円					

- (※1)基礎控除後の「総所得金額等」の世帯合計。所得不明の場合は「ア」
- (※2)過去12カ月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から「多数回該当」となり、 限度額が表記の金額に下がります

70歳以上の人

70成以上の人								
		所得区分	認定証の種類	1カ月当たりの自己負担限度額				
現役並み所得者	Ш	課税所得 690万円以上	申請は不要です (※4)	25万2600円 ・総医療費が84万2000円を超過した 場合は、その超過分の1%を加算 ・多数回該当(※2)は14万100円				
	П	課税所得 380万円以上 690万円未満	限度額適用認定証	16万7400円 ・総医療費が55万8000円を超過した 場合は、その超過分の1%を加算 ・多数回該当(※2)は9万3000円				
	Ι	課税所得 145万円以上 380万円未満	以交银旭开心之品	8万100円 ・総医療費が26万7000円を超過した 場合は、その超過分の1%を加算 ・多数回該当(※2)は4万4400円				
一般 申請は不 (※4)			申請は不要です (※4)	外来(個人ごと) 1万8000円 ・年間上限 14万4000円	外来+入院(世帯単位) 5万7600円 ● 多数回該当(※2)は 4万4400円			
低所得者	II 住民税非課税世帯		限度額適用・標準	8000円	2万4600円			
	I	(*3)	負担額減額認定証		1万5000円			

- (※3) 低所得者 I …世帯の各所得から必要経費・控除 (年金の所得は控除額を80万 円として計算)を差し引くと0円になる人▷低所得者 I …低所得者 I 以外
- (※4) 高齢受給者証があれば、自己負担限度額までの支払いとなるため、限度額適用 認定証の手続きは必要ありません

▶新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、郵送での申請にご協力ください

受付方法

▷郵送…希望者に申請書を送付しますので、国民健康保険課に問合せを

▷来庁…国民健康保険課(市役所本庁舎1階)、各支所(各市民サービ スセンターは除く)、アクタ西宮ステーション

> ※認定証は国民健康保険課では即日交付、それ以外では後日郵 送します

手続きに必要なもの

- ▷認定証が必要な人の国民健康保険被保険者証
- ▷手続きする人の本人確認書類…免許証、マイナンバーカードなど
- ▷世帯主と認定証が必要な人のマイナンバー(個人番号)が分かるもの
- ▷≪手続きする人が世帯主や同一世帯員でない場合≫ 代理権が確認できる書類…世帯主の保険証や委任状など



後期高齢者医療制度に加入している人は 申請不要の場合があります

すでに認定証を持っており、8月以降も引き続き対象となる人には、 7月中旬に新しい認定証を送付しますので、申請は不要です。新しく 認定証が必要な人は高齢者医療保険課(0798・35・3192)へ。

国民年金のお知らせ 問 医療年金課(0798・35・3124)

受付は 7/1ms

経済的な理由などで納付が困難な人へ

保険料の免除・納付猶予 経済的な理由や失業などで国民年金保険料の納付が困難なときは、免

令和2(2020)年度(2年7月分~3年6月分)の申請受付は7月1日からです。

▶申請免除…所得に応じて、全部または一部を免除

除・納付猶予の制度があります(所得制限等一定の要件あり)。

所得審査の対象:本人・配偶者・世帯主

- ▶納付猶予…50歳未満の人を対象に、所得に応じて、全額の納付を猶予 所得審査の対象:本人・配偶者
- ※過去2年以内はさかのぼって申請可。免除・猶予された期間分は、定額 納付した場合と比べて、老齢基礎年金額が減額

受付方法 ※新型コロナの感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力を

▷郵送…医療年金課に問合せを

◇来庁…医療年金課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、 アクタ西宮ステーション

手続きに必要なもの

- ▷年金手帳 ▷認め印
- ▷≪退職による所得審査の特例を使う場合≫
- 離職の事実を証明できる公的機関の証明書(雇用保険被保険者離職票、 雇用保険受給資格者証など)
- ※新型コロナウイルス感染症の影響による特例については、市のホームペー ジ (ページ番号:96607920) で確認を

制度上の理由で国民年金に加入できなかった人へ 外国人等高齢者·障害者 特別給付金

国民年金制度発足時、在日外国人や長期間海外に滞在していた日本人は、 国民年金に加入することができませんでした。

市は、このような制度上の理由により老齢基礎年金、障害基礎年金など を受給できない外国人等の高齢者(※1)や障害者(※2)を対象に「外 国人等高齢者・障害者特別給付金」を支給しています。

- (※1) 大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた人
- (※2) 障害の原因となった病気やけがの初診日が、昭和57年(1982年)よ り前の場合など。65歳に達する日の前日までに請求する必要あり

公文書公開·自己情報開示請求 令和元年度は1417件

令和元(2019)年度中の情報公開制度と個人情報保護制度の利用状況を まとめました。両制度は、一定の制限がありますが、「市民参加による開 かれた市政」を推進するため、市の公文書を請求に応じて公開したり、市 が保有する個人情報を本人が確認・訂正することができるものです。

両制度に伴う請求件数の合計は1417件(前年度1409件)でした。詳 しくは市のホームページ(ページ番号:73891225)に掲載しています。

|問| 情報公開課 (0798・35・3774)|